一般財団法人山形コンベンションビューローコンベンション開催支援要綱

（目的）

第１条　この要綱は，村山広域圏へのコンベンションの誘致を積極的に行い，円滑なる運営と成功に寄与することを目的とする。

（対象）

第２条　支援対象とするコンベンションは，次の各号に該当するものとする。

（１）村山広域圏で開催されるもの。なお，村山広域圏とは，山形市・寒河江市・上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市，山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町・大石田町の７市７町を指すものとする。

（２）学術・文化等の会議及び団体等の学会，大会，研究会等であるもの。但し，以下の内容は除く。

① 音楽・芸術祭等のイベント，コンサート・演劇等の興行
② 技能・スポーツ等の競技大会
③ 各種学校園の同窓会，記念事業等
④ 営利を目的とする事業等
⑤ 各種展示会・見本市等
⑥ 公序良俗に反し，社会的問題が生じる恐れがある場合
⑦ 各種愛好団体，親睦団体等の集会等
⑧ 企業，営利団体が主催または共催する場合
⑨ 政治，宗教に属する団体等が主催または共催する場合
⑩ その他，これらに類するもの

（３）国際規模，全国規模，ブロック（県内規模除く）規模以上で現地参加者総数が５０人以上のもの。なお，国際規模とは日本国外からも参加を募り，日本を含む２か国以上から現地参加者がいるものとする。ただし、コンベンション開催助成金の交付対象は、一般財団法人山形コンベンションビューローコンベンション開催助成金交付要綱の規定によるものとする。

２　一般財団法人山形コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めるものは，前項にかかわらず支援対象とする。

（内容）

第３条　支援内容については，別途定めるものとする。

（申請書の提出）

第４条　支援を受ける者は，あらかじめ次の書類を理事長に提出しなければならない。

（１）コンベンション開催支援申請書（様式第１号）

（２）開催されるコンベンションの概要または資料等

（審査及び支援決定）

第５条　理事長は，前条の申請について審査し必要と認めた場合は，コンベンション開催支援決定通知書（様式第２号）により，決定の旨を申請者へ通知するものとする。

（内容の変更）
第6条　前条の決定通知後に申請内容を変更しようとする場合は，申請者は理事長へ速やかにコンベンション開催支援変更届書(様式第３号）により報告しなければならない。但し，軽微な変更内容についてはその限りではない。
（実績の報告）
第７条　前条により支援決定を受けた者は，支援を受けたコンベンションの終了後速やかに，コンベンション開催実績報告書（様式第４号）に必要書類を添付し，理事長へ報告しなければならない。
（支援額の確定）
第８条　理事長は，前条の報告を受けた場合において，当該報告に係る書類等を審査し適当と認めたときは，実績払いによる支援額について，コンベンション開催支援額確定通知書（様式第５号）により，速やかに申請者に通知するものとする。
（支援額の交付）
第９条　理事長は、前条の支援額の確定後、申請者に交付するものとする。
（支援等の取消し）
第１０条　理事長は，次の各号のいずれかに該当すると認める場合は，支援決定内容を取り消すことができる。
（１）支援の対象となるコンベンションを中止したとき，又は遂行する見込みがなくなったとき。
（２）申請事項又は報告事項その他に変更が生じ，その事項が適当でないと理事長が認めたとき。
（３）支援等の使用目的が不適当であるとき，又は目的以外に使用したとき。
（４）この要綱の規定に違反したとき。
（５）その他，理事長が不適当と認めたとき。
（費用を伴う支援等の還付）
第１１条　前条に基づき支援等を取消した場合において，理事長は，速やかに申請者に費用を伴う支援等の還付を求め，申請者はこれに応じなければならない。
（委任）
第１２条　この要綱の施行に関し必要な事項は，理事長が別に定める。

附　則
この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は，令和元年５月１日から施行する。
附　則
この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。